

「水田決議」採択の背景と意義

- ・日本と韓国両国政府が、NGO等と協力して共同提案し、2008年11月のラムサール条約第10回締約国会議（韓国・昌原）において、全会一致で採択されました。
- ・水稻栽培が盛んな地域とくにアジアの人々にとって、湿地としての水田の保全・再生とワイルドユース、それらを支えるCEPAを進める上で重要な決議です。

ラムサール条約COP10 決議X.31

「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」の概要

●前文：

- ・水田が湿地システムとして、米の生産のみならず、動植物性の食料や葉草を生産し、地域の生活及び人間の健康を支えていること、そして魚類、両生類、昆虫類等の湿地生態系を支え、水鳥の保全上重要な役割を果たしていることを認識。
- ・不適切な農法や水管理、新たな動植物種の導入、土地利用の変化等により、水田に対する危機や周辺環境への影響が存在する、又は存在しうることを懸念。
- ・本決議は、国際的に合意された開発目標や関連する国際的な義務と一致かつ調和する形で行われ、また既存の天然湿地を人工湿地に造成することを正当化するものではないことを確認。

●主文：

締約国に対し

- ・水田の生物相及び稻作社会の文化に関する調査を進めることを奨励。
- ・ラムサール条約湿地やFAOの「地球的重要農業遺産システムプログラム」への登録を通じて水田に対する認識を高め、持続可能な農法と水管理についての情報交換をすることを呼びかけ。
- ・生物多様性や生態系サービスを高め、農家等の健康及び福利の改善、水鳥個体群の保全にも貢献するような農法や水管理を特定し、推進することを要請。
- ・農法や水管理が河川流域の上下流に及ぼす影響を考慮したものとなるよう、湿地と河川流域管理の指針を適切に参考することを要請。

ラムサール条約の科学技術検討委員会に対し

- ・水田の役割について技術報告書を準備し、水田の管理方法等に関する既存の指針や情報を他の関連機関（FAO、国際水管理研究所、国際稻研究所等）と連携して点検、普及、交換することを要請。

ラムサール条約

ラムサール条約は、1971年に採択された、生物多様性保全に関する地球規模の条約で、登録湿地があることがひとつの特徴です。さまざまな生きものや私たちの暮らしを支えている湿地とその生態系の「保全・再生」と「ワイルドユース（賢明な利用）」の促進を直接の目的としています。そしてこの2つを支える「交流・教育・参加・普及啓発（CEPA）」をあわせた3つが、条約の基盤となる考え方です。

関連ウェブサイト

- ラムサール条約事務局（英語）：
http://www.ramsar.org/cda/en/ramsar-home/main/ramsar/1%5E7715_4000_0_water
水田決議（英語）：
http://www.ramsar.org/pdf/res/key_res_x_31_e.pdf



【発行・問い合わせ先】環境省自然環境局野生生物課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5221-8284 FAX：03-3581-7090 メールアドレス：wildlife@env.go.jp

【編集】特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町3-7-3
TEL：03-5614-2150 FAX：03-6806-4187 メールアドレス：info@wi-japan.org

【編集協力】ワイルドユース

【協力・写真提供者】吳地正行、笛川孝一、ジョセフ・マグラフ、戸島潤、西澤誠弘、吉開みな

平成22(2010)年3月作成

多様な生きものと人々の暮らしを支える水田

ラムサール条約COP10「水田決議」の解説



2008年のラムサール条約第10回締約国会議で、日韓政府が共同提案した決議X.31「湿地システムとしての水田の生物多様性の向上」（＝「水田決議」）が採択されました。水田が、水鳥など様々な生物の生息地として重要であることを認識し、生物と文化の調査を進め、生物多様性を高める農法を特定し実践すること、適切な場合にはラムサール条約湿地として登録すること、私たちに呼びかけています。

いのち 田んぼの生命力を 暮らしに活かそう

湿地としての水田の機能を高めよう ～「水田決議」の呼びかけ～

世界では少なくとも114カ国で、60億トン以上の米が生産され、世界人口の半数以上の人々の主食となり、世界のカロリー供給の約20%を支えています。

「水田」とは、米の生産のために稻作が行われる灌漑・冠水した農地で、世界の稻作の大部分を担っています。また、日本、韓国、中国、東南アジア諸国などのアジア地域だけでなく、ヨーロッパ、北米、南米、アフリカなど世界各地に広がっています。

2千年以上にわたり、広い水面を作ってきた水田は、次のような様々な機能を担っています

- ① 米をはじめ、魚介類や植物などの食料、薬草などを私たちに与える
- ② 水量や気温の調整などの機能を担う
- ③ 地域の人々の生活や健康を支える
- ④ 爬虫類、両生類、魚類、甲殻類、昆虫類、軟体動物をふくむ重要な湿地生態系を支える
- ⑤ 水鳥の渡り経路や個体群を保全する

水田決議は、こうした湿地としての水田の機能を高めること、そのために、水田に関わる、生きものや米作り、水田の恵みを使った食文化や技術などの調査を進め、持続可能な農法などの情報共有を行うことを、私たちに求めています。

ラムサール条約では水田のような人工湿地も条約湿地の登録対象としています。現在、世界で約100か所の条約湿地が水田を含んでいます。水田決議は、適切な場合には、水田を条約湿地として登録することを促しています。そして、登録によって水田に関する認識を深め、意識を高めることも、私たちに呼びかけています。



多様な人々と 組織の協力による取り組み ～蕪栗沼・周辺水田～

「蕪栗沼・周辺水田」は、名称に「水田」が使われた世界で初めてのラムサール条約湿地で、マガン、ヒシクイなどの越冬地として世界的に重要な沼とその周辺の水田が登録されています。ここでは、蕪栗沼に飛来するマガンなどの「ねぐら」の分散等を図るために、地元農家などの協力により、冬場に水田に水を張る「ふゆみず田んぼ」の取組が行われています。この取組により、渡り鳥の生息地の分散だけでなく、水田の多様な生物の働きにより施肥効果や抑草効果が期待でき、同様の取組は日本各地に広がっています。また、ここで生産された米は「ふゆみず田んぼ米」として、地元の家庭や学校で消費される他、農協によって首都圏の生協などへも出荷され、地元の酒蔵と提携した日本酒造りでも活躍しており、水田を対象とした湿地の保全と賢明な利用の両立が図られています。



蕪栗沼周辺の「ふゆみずたんぼ」

■日本の水田の特徴

日本の水田は、夏の高温多湿の温帯性モンスーン気候と河川の氾濫源湿地等を自然条件とし、多様な生物と人々の暮らしとの調和を図りながら、2千年前から展開され受け継がれてきました。灌漑・運搬用の水路・ため池作り、稲の品種や農業技術の改良、棚田や新田開発など、人々の技と知恵と協力によって、今では、沖縄から北海道まで、日本全国で水田耕作が行われています。2009年現在約160万haの水田に稲が植えられ、多くは1毛作・1期作で、総収量は約850万トンです。

日本の水田は、米だけでなく魚やタニシ、エビなどの魚介類、セリなどの野菜など多様な食材を提供し、ホタルやトンボ、カエル、イトミミズなど、「多様な生命のゆりかご」にもなっています。



スペイン・エブロデルタの水田